

平成31年度子ども・子育て支援に係る 税制改正について

子ども・子育て支援における制度の見直しに伴う税制上の所要の措置

(所得税、個人住民税等) (文部科学省と厚生労働省と共同要望)

1. 要望の背景

- 「経済財政運営と改革の基本方針(平成30年6月15日閣議決定)」において、3歳から5歳まで(0歳から2歳については住民税非課税世帯が対象)の子供たちの幼稚園、保育所、認定こども園等の費用を無償化することとされている。

経済財政運営と改革の基本方針(平成30年6月15日閣議決定)(抄)

第2章 力強い経済成長の実現に向けた重点的な取組

1. 人づくり革命の実現と拡大

(1) 人材への投資

幼児教育の無償化

(前略)「新しい経済政策パッケージ」での3歳から5歳までの全ての子供及び0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子供についての幼稚園、保育所、認定こども園の費用の無償化措置(子ども・子育て支援新制度の対象とならない幼稚園については、同制度における利用者負担額を上限)に加え、幼稚園、保育所、認定こども園以外(以下「認可外保育施設」という。)の無償化措置の対象範囲等について、以下のとおりとする。

(認可外保育施設の無償化の対象者・対象サービス)

対象者は、今般の認可外保育施設に対する無償化措置が、待機児童問題により認可保育所に入ることができない子供に対する代替的な措置であることを踏まえ、認可保育所への入所要件と同一とする。すなわち、保育の必要性があると認定された子供であって、認可保育所や認定こども園を利用できていない者とする。

対象となるサービスは、以下のとおりとする。

・幼稚園の預かり保育

・一般的にいう認可外保育施設、地方自治体独自の認証保育施設、ベビーホテル、ベビーシッター及び認可外の事業所内保育等のうち、指導監督の基準を満たすもの。ただし、5年間の経過措置として、指導監督の基準を満たしていない場合でも無償化の対象とする猶予期間を設ける。

- 現行上、幼稚園、保育所、認定こども園を利用する子どもの保護者に支給される子どものための教育・保育給付は全て非課税となっており、上記の幼児教育の無償化を進めるに当たり法改正を行う場合、併せて税制上の所要の措置を講ずる必要がある。

子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)(抄)

(受給権の保護)

第十七条 子どものための教育・保育給付を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。

(租税その他の公課の禁止)

第十八条 租税その他の公課は、子どものための教育・保育給付として支給を受けた金品を標準として、課することができない。

2. 要望結果

幼児教育を無償化するための保護者に対する支援について、法改正を前提に、税制上の所要の措置(非課税措置及び差押禁止措置等)を講ずる。

企業主導型保育事業の用に供する固定資産に係る固定資産税等の課税標準の特例措置の延長

(固定資産税、都市計画税、事業所税)

1. 要望の背景

- 平成29年度税制改正においては、「待機児童解消加速化プラン」による平成29年度末までの保育の受け皿の整備目標を40万人から50万人に拡大したことを背景として、企業主導型保育事業の活用の促進を図るため、固定資産税等の課税標準の特例措置が講じられた。
- さらに「新しい経済政策パッケージ」(平成29年12月8日閣議決定)に基づき、平成29年6月に公表した「子育て安心プラン」を前倒しし、企業主導型保育事業の更なる活用を含め、平成32年度までに約32万人分の受け皿を整備することとしている。
- そこで、引き続き企業主導型保育事業の活用を促進するため、本税制措置を延長する必要がある。

2. 要望結果

- 上述のとおり、平成32年度までに約32万人分の受け皿を整備することとしているため、本税制措置の適用期間を「子育て安心プラン」の目標期間である平成32年度末までと合わせ、2年間延長する。

< 現行の特例措置の内容 >

	課税標準の特例
固定資産税	課税標準が 価格の2分の1を参酌して、 3分の1～3分の2の範囲内で 市町村の条例で定める割合 助成を受けた後、5年間の時限措置
都市計画税	課税標準が 価格の2分の1を参酌して、 3分の1～3分の2の範囲内で 市町村の条例で定める割合 助成を受けた後、5年間の時限措置
事業所税	課税標準が 価格の4分の1

< 要望結果 >

現行の特例措置においては、対象事業者等を

- 平成29年4月1日～平成31年3月31日(平成29～30年度)に
企業主導型保育事業の助成を受けた事業者等

としているところ、

- 平成29年4月1日～平成33年3月31日(平成29～32年度)に
企業主導型保育事業の助成を受けた事業者等

とする。